



平成 26 年 4 月

## 9 大疾病補償付住宅ローンの取扱い開始について

J A バンク静岡は平成 26 年 4 月 1 日から県下 18 J A 及び静岡県信連にて 9 大疾病補償付住宅ローンの取扱いを開始します。

### 1. 9 大疾病補償付住宅ローンとは

住宅ローンをお借り入れされたお客さまが、借入期間中に 3 大疾病により所定の状態となった場合、ローン残債額を保険金として一括してお支払いするほか、6 つの慢性疾患による就業不能状態が 365 日以上継続した場合にもローン残債額を一括補償し、残債額が 0 円となる商品です。

### 2. 商品の特徴

#### (1) 補償の対象となる疾病の範囲

以下の 9 つの疾病について補償いたします。

疾病	保険金をお支払いする事由
①悪性新生物	生まれて初めて悪性新生物（がん）に罹患し、医師によって診断確定された場合。
②急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、それにより初めて医師の診療を受けた日以後 60 日以上継続して労働の制限を必要とする状態であったと医師によって診断された場合。
③脳卒中	脳卒中を発病し、それにより初めて医師の診療を受けた日以後 60 日以上継続して言語障害、運動失調または麻痺等の他覚的な神経学的後遺症があつたと医師によって診断された場合。
④高血圧症	左記④～⑨の疾病を発病し、その疾病により被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、その状態となつた日からその日を含めて 365 日以上継続した場合。
⑤糖尿病	
⑥慢性腎不全	
⑦肝硬変	
⑧慢性膝炎	
⑨ウイルス肝炎	

#### (2) 資金使途

住宅の新築購入・増改築及び他金融機関でお借入中の住宅ローンの借換。

### 3. 特別利率金利上乗せ

本来の上乗金利は +0.3% ですが、平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の 1 年間は特別利率として、上乗金利を +0.15%で販売いたします。



JABANK SHIZUOKA



#### 4. その他

保険の詳細については以下のページをご覧ください。

[http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/osirase/osirase\\_pdf/187-20140410.pdf](http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/osirase/osirase_pdf/187-20140410.pdf)

以上

【B1321055K2466-20140331】



JABANK SHIZUOKA

もっと病気に手厚くなって

# 9大疾病 補償付住宅ローン

新登場

- ① がん
- ② 急性心筋梗塞
- ③ 脳卒中
- ④ 高血圧症
- ⑤ 慢性腎不全
- ⑥ 慢性肺炎
- ⑦ 肝硬変
- ⑧ 糖尿病
- ⑨ ウィルス肝炎

9つぜ~んぶ  
サポートするから  
心配ナイン!



きちんとサポートしてほしい…だから!

9大疾病になっても安心の住宅ローン残高

## 全額返済

死亡・  
後遺障害  
保障\*に  
加え…

所定の条件に  
該当したら

がん

急性心筋梗塞

脳卒中

就業不能状態が  
365日以上  
継続したら

高血圧症

慢性腎不全

慢性肺炎

肝硬変

糖尿病

ウィルス肝炎

住宅ローン残高が

0

円に

住宅ローン残高が0円となるには  
所定の条件があります。

\*死亡・後遺障害については、JA共済の団体信用生命共済で保障されます。

通常

金利  
上乗せ +0.3%

今なら

特別利率  
金利上乗せ

+0.15%

\*上記上乗せ金利は平成26年4月1日から平成27年3月31日までに静岡県下JAにお借入れのお申込をされた方が対象となります。

\*実際の融資金利は各JAにおたずねください。

下記JA・信連にてお取り扱いしております。

JA伊豆太陽	JAなんすん	JALみづ	JA掛川市	JAみっかび
JA三島函南	JA御殿場	JA静岡市	JA遠州夢咲	JA三方原開拓
JA伊豆の国	JA富士市	JA大井川	JA遠州中央	静岡県信連
JAあいら伊豆	JA富士宮	JAハイナン	JAとぴあ浜松	

詳しくは、今すぐ簡単検索!

<http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/>

JA銀行はどなたでもご利用いただける金融機関です。

\*ご利用に際しましては、組合員加入のための出資をお願いする場合がございます。詳しくは、お近くのJAでお問い合わせください。

# 9大疾病補償付住宅ローン

対象商品	「JA住宅ローン」・「JA住宅ローン100%応援型」・「JA住宅ローン借換応援型」
資金使途	● ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。
	「JA住宅ローン」 ①住宅の新築 ②土地の購入（5年以内に新築し、居住する予定があること）③新築住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む）④中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む）⑤住宅の増改築・改装・補修
	「JA住宅ローン100%応援型」 ①住宅の新築 ②新築住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む）③中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む）④住宅の増改築・改装・補修
借入金額	「JA住宅ローン」 ・現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用。 ・お借換えとあわせた増改築・改装・補修のための費用。
	「JA住宅ローン100%応援型」 ●10万円以上5,000万円までとし、10万円単位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要資金の85%以内（JAが第1順位の抵当権でない場合は80%以内）かつ担保価格の範囲内とします。
	「JA住宅ローン借換応援型」 ●10万円以上5,000万円までとし、10万円単位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、かつ所要資金の範囲内（ご融資対象物件の担保評価額に保証機関の保証料、長期火災共済（保険）掛金、仲介料、登記手数料、不動産取得税および消費税を加えた金額を上限）とします。
ご利用いただける方	●各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。
ご融資条件	●各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。
ご融資利率	●上記対象住宅ローンの金利十年0.15%
保証料・手数料	●別途保証料ならびに手数料がかかります。詳しい内容はチラシおよび説明書をご覧ください。
付帯される保険についての概要	正式名称 団体特定疾病債務補償保険
	年齢 加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から50歳までとなります。
	告知 健康状態を「団体特定疾病債務補償保険 被保険者加入申込書」で告知していただきます。 告知の内容や共栄火災で保有する情報等によって、ご加入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。
	医師の診査 借入金額が3,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。 なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。
	保険対象期間 保険対象期間の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取る場合には、初回資金受取時）となります。また、保険対象期間の終了日は債務を完済した日となりますが、それ以前に満80歳に達した場合は、その月の末日となります。
	告知義務違反による解除 告知に際し、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、保険金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。
	被保険者が保険対象期間内に次の①～④のいずれかに該当した場合、JAに保険金が支払われ、住宅ローンが全額返済されます。
	保険金のお支払い ① 生まれて初めて悪性新生物（がん）（※）に罹患し、医師によって診断確定された場合 (※)「悪性新生物」には、「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は含まれません。 ② 急性心筋梗塞を発病し、それにより初めて医師の診療を受けた日以後60日以上継続して労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。）であったと医師によって診断された場合 ③ 脳卒中を発病し、それにより初めて医師の診療を受けた日以後60日以上継続して言語障害、運動失調または麻痺等の他覚的な神経学的後遺症があったと医師によって診断された場合 ④ 高血圧症、慢性腎不全、慢性膀胱炎、肝硬変、糖尿病またはウイルス肝炎を発病し、その疾病により被保険者の経験、能力に応じいかなる業務にも全く従事できない状態が、その状態となった日からその日を含めて365日以上継続した場合
	保険金が支払われない場合 ①「団体特定疾病債務補償保険 被保険者加入申込書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかつたか、事実でないことを告げ契約が解除された場合（ただし、「保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」ととの間に因果関係がないことを確認できた場合は、保険金をお支払いします。）②保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定された場合 ③保険対象期間の開始前に急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、慢性腎不全、慢性膀胱炎、肝硬変、糖尿病またはウイルス肝炎を発病した場合 ④被保険者に詐欺等の行為があった場合や保険金を詐取する目的で保険金支払事由を発生させた場合、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険契約の全部または一部が取り消され、または解除された場合
	保険金支払事由に該当した場合の手続き 保険金支払事由に該当した日からその日を含めて30日以内にお借入れのJA窓口にご連絡ください。

※1 上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては、団体特定疾病債務補償保険に関する「重要事項のご説明」を必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。

※2 9大疾病補償保険（団体特定疾病債務補償保険）は、農林中央金庫を保険契約者、共栄火災海上保険株式会社を引受保険会社、農林中央金庫の会員であるJAと住宅ローンの金銭消費貸借契約を締結するローン債務者を被保険者とする保険（団体契約）であり、共済ではありません。

